

別表1 対象サービス種別、基準単価等

対象サービス種別(※1)		基準単価	一月あたりの基準単価	単位	
入所系	1 介護老人福祉施設	10,000円	1,666円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		5,000円	833円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	2 地域密着型介護老人福祉施設	10,000円	1,666円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		5,000円	833円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	3 介護老人保健施設	10,000円	1,666円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		5,000円	833円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	4 介護医療院	10,000円	1,666円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		5,000円	833円	定員から上記の人数を差し引いた数	
5 認知症対応型共同生活介護事業所	5,000円	833円	定員		
6 養護老人ホーム	10,000円	1,666円	定員		
7 軽費老人ホーム	10,000円	1,666円	定員		
8 介護付き有料老人ホーム	5,000円	833円	定員		
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	10,000円	1,666円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
		5,000円	833円	定員から上記の人数を差し引いた数	
複合系	10 小規模多機能型居宅介護事業所	5,000円	833円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
	11 看護小規模多機能型居宅介護事業所	5,000円	833円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
通所系	12 通所介護事業所	5,000円	833円	定員	
	13 地域密着型通所介護事業所	5,000円	833円	定員	
	14 認知症対応型通所介護事業所	5,000円	833円	定員	
	15 通所リハビリテーション事業所	5,000円	833円	定員	
訪問系	16 訪問介護事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	17 訪問入浴介護事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	18 訪問看護事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	19 訪問リハビリテーション事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	20 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	21 夜間対応型訪問介護事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	22 居宅療養管理指導事業所	2,000円	—	車両台数	※3
	23 居宅介護支援事業所	2,000円	—	車両台数	※3
		「令和5年度宮城県障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業補助金交付要綱」別表第1に記載の「訪問系の障害福祉サービス事業所」及び「相談系の障害福祉サービス事業所」	2,000円	—	車両台数
基準日	令和5年8月1日 ただし、令和5年8月2日から令和5年9月1日までに指定等を受けた施設等の場合は令和5年9月1日とする。				
調整率	令和5年4月1日以前から運営(休止期間がある場合を除く)・・・調整率1 令和5年4月2日から5月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和5年度内の稼働月数が5か月・・・調整率5/6 令和5年5月2日から6月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和5年度内の稼働月数が4か月・・・調整率4/6(2/3) 令和5年6月2日から7月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和5年度内の稼働月数が3か月・・・調整率3/6(1/2) 令和5年7月2日から8月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和5年度内の稼働月数が2か月・・・調整率2/6(1/3) 令和5年8月2日から9月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和5年度内の稼働月数が1か月・・・調整率1/6  ※休止期間は、休止の届出があった期間(予定を含む)を指すものとし、稼働月数の算出にあたっては暦月で1か月未満を切り捨てて算出するものとする。 例: 令和5年4月1日以前から運営している施設等が令和5年4月20日から令和5年7月10日まで休止(7月11日から再開)した場合→稼働月数は8月から9月までの2か月とする。				
対象経費	○入所系、短期入所系、複合系、通所系 光熱費、燃油購入費、食材購入費  ○訪問系 利用者宅の訪問等に使用する車両に係る燃油等購入費				
助成額	基準単価に基準日時点の単位及び調整率を乗じた額(入所系のうち介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院並びに短期入所系の施設は、上段及び下段で算出された額を足し合わせた額に調整率を乗じた額) ただし、基準日以外の期間に単位(定員以外の単位を除く)が変更となる場合は、別途定める方法により算出するものとする。 なお、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。				

- ※1 事業所・施設等について、令和5年9月1日時点かつ令和5年9月30日時点で指定等を受けている者であり、また、  
・空床利用型の短期入所生活介護事業所、短期入所系及び通所系における医療系サービスのみなし指定事業所は当該補助金の対象としないが、訪問系における医療系サービスのみなし指定事業所は対象とする。  
・介護付き有料老人ホームとは、介護保険法における特定施設入居者生活介護事業所又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けているものをいう。  
・市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する(指定管理含む)施設は対象外とする。  
・介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は、居宅介護支援事業所と同じものとして取り扱う。
- ※2 介護保険法第51条の3第1項又は第61条の3第1項に規定する特定入所者介護(予防)サービスの対象となる所得段階が第1・第2・第3段階の者の1日当たりの平均利用人数(小数点以下切り捨て)をいう。
- ※3 対象となる車両は、利用者宅の訪問等に使用する車両とし、会社及び職員所有の車両のほか借上げ車両を含むが、一般旅客運送事業の許可車両を含まない。  
なお、職員が所有する車両(職員が借り上げた車両を含む)を業務に使用している場合は、職員に対してガソリン及び軽油代を旅費や手当等として支給していることを要件とし、時給や基本給に含んでいる場合は対象外とする。また、直接処遇職員の常勤換算の職員数(小数点第一位四捨五入(ただし1人に満たない場合は1人に切り上げ))を台数の上限とする。  
(訪問系における医療系サービスのみなし指定事業所については、別紙3「常勤換算表」により人数を計算するものとする。)